

天理市いじめ防止基本方針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>&lt; P 4 2 - ( 2 ) &gt;</p> <p>( 2 ) 市教育委員会の附属機関の設置</p> <p>市教育委員会と連絡協議会の円滑な連携の下に、「天理市いじめ防止基本方針」(以下「市基本方針」という。)に基づくいじめの防止等の対策を実効的に行うようにするため、法第14条第3項の規定に基づき、条例の定めるところにより、市教育委員会の附属機関として「天理市いじめ・問題行動等対策委員会」(以下「対策委員会」という。)を設置する。</p> <p>また、対策委員会には、専門的な知識及び経験を有する第三者(医師・臨床心理士・弁護士・学識経験者・警察関係者・その他関係者)の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。</p> <p>対策委員会の主な機能については以下のとおりとする。</p> <p>○ 対策委員会は年に数回定期的に開催し、市教育委員会の諮問に応じ、市基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う。</p> <p>○ 学校からいじめの報告を受け、市教育委員会が自ら調査を行う必要が</p>	<p>&lt; P 4 2 - ( 2 ) &gt;</p> <p>( 2 ) 市教育委員会の附属機関の設置</p> <p>市教育委員会と連絡協議会の円滑な連携の下に、「天理市いじめ防止基本方針」(以下「市基本方針」という。)に基づくいじめの防止等の対策を実効的に行うようにするため、法第14条第3項の規定に基づき、条例の定めるところにより、市教育委員会の附属機関として「天理市いじめ・問題行動等対策委員会」(以下「対策委員会」という。)を設置する。</p> <p>また、対策委員会には、専門的な知識及び経験を有する第三者(医師・臨床心理士・弁護士・学識経験者・警察関係者・その他関係者)の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。</p> <p>対策委員会の主な機能については以下のとおりとする。</p> <p>○ 対策委員会は年に数回定期的に開催し、市教育委員会の諮問に応じ、市基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う。</p> <p><u>○ 学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。</u></p> <p>○ 学校からいじめの報告を受け、市教育委員会が自ら調査を行う必要が</p>

ある場合に当該組織を活用する。

< P 1 3 4 - ( 2 ) ③ >

③ 調査結果を踏まえた措置等

②の報告を受けた市長は、総合教育会議を速やかに招集し、当該調査結果を踏まえ、市長及び市教育委員会が講ずべき措置等について協議・調整を行う。その上で市長及び市教育委員会は、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

ある場合に当該組織を活用する。

< P 1 3 4 - ( 2 ) ③ >

③ 総合教育会議の招集

総合教育会議は、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき処置」について、市長及び市教育委員会の協議・調整の場として設けられるものであり（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4）、②の報告を受けた市長は、総合教育会議を速やかに招集し、当該調査結果を踏まえ、市長及び市教育委員会が講ずべき措置等について協議・調整を行う。